



一般社団法人石垣島アスリートクラブ ～石垣市地域アルティメットクラブ活動～ 令和 7 年度 活動規約

1. 石垣市地域アルティメットクラブ

石垣市教育委員会と連携し、石垣島アスリートクラブが運動部活動の地域展開に向けての活動において、運営主体・実施団体として活動を行います。

『誰だっていつかはきっとトップアスリート』

～スポーツを楽しむ、目標を持ち、何事にもチャレンジする心と身体を育てる～
総合型地域スポーツクラブとして地域のスポーツの発展に貢献します

2. 石垣市地域アルティメットクラブ 会費について

クラブ会費は運営費として使われ課税対象外となります。石垣島アスリートクラブが運営管理する、複数の地域クラブに加入した場合でも会費の支払いは一人 1 回のみとなります。

クラブ会費	入会金	自動引落	¥0	クラブの運営管理費となります。大会参加手続きや入会選手管理事務処理手続き等の費用となります。(R7 年度は実証事業として運営するため年会費は 0 円とします)
	年会費		¥0	
	保険代		¥750(中学生) ¥1,700(高校生以上)	入会月～3 月末まで年間掛け金

3. 活動会費について

クラブ活動を行うための経費として活動会費を徴収します。

2 ヶ月分ずつ偶数月に自動引落となります。自動引落手数料 55 円/1 回は料金払込者のご負担となります。

クラス名	木曜・日曜 (2 回/週)
活動会費	2,000 円/月

※活動費には 1 回 50 円の施設利用料が含まれます。

4. 会費の納入について

※会費の納入はゆうちょ銀行口座を開設いただき、自動引落にて扱わせていただきます。自動引落は原則として偶数月の 10 日に 2 ヶ月分が引落されます。引落できなかった場合は翌奇数月の 10 日に再引落されます。

※現金での受取や、口座への個別振込の取り扱いはありません。

※会費・月謝等の滞納が 4 ヶ月以上続いた場合はクラブ会員を除名させていただくこともあります。

※未納額があるまま退会された場合は退会後に未納額について全額請求をさせていただきます。

5. 各クラス活動詳細

☆R7 年度から本格的に運動部活動の地域展開に向けて、中学生の部活動の受け皿となるクラブを目指し活動をスタートします。

石垣市地域スポーツクラブ ※スポーツ庁地域展開実証事業を活用し 4 月に開講				
対象	クラス	活動内容	活動会費/(月額)	練習日
中学生 高校生 一般	地域アルティメットクラブ	学校部活動の地域展開に先駆け地域指導者の指導サポートのもとで自主的な活動の取り組みを主として、学校の枠を越えた地域クラブ活動の実証事業の取り組みを行う。マルチスポーツ活動を推奨し、複数のスポーツ種目に取り組む活動を行う。	2,000 円/月(週 2 回)	木, 日

※地域スポーツクラブ活動は複数種目のスポーツ活動を行うことを推奨しております。そのため他の部活動に所属しながらの活動も認められます。

6. 【重要】練習参加についての確認事項

- ☆自主的な練習活動ですが、練習開始時間には遅れないように気をつけましょう。
- ☆活動への参加後には各自必ず日誌への活動記録の登録を行ってもらいます。
- ☆練習時の水分補給は必須事項です。**必ず各自で水筒を持参してください。**
- ☆練習には必ずタオル・着替えを持参して下さい。
- ☆練習時は必ずシューズを着用してもらいます。(サンダル、裸足での練習は認めません)
- ☆大会・イベント等により競技場が利用できない場合は時間/曜日等が変更になることもあります。
- ☆練習の変更等の確認は練習カレンダーで事前に確認をお願いします。

7. 【重要】練習欠席時の対応について

- ☆練習を欠席する際はグループラインにて欠席の連絡を行って下さい。

8. 雨天時の対応について

- ☆雨天時にも陸上競技場 2 階スタンド下、及び屋内通路等で基本的に練習は行います。
- ☆練習会場等変更がある場合はグループラインにて一斉連絡をします。
- ☆雨天時に屋外で練習をすることもあります。着替え、タオルを持参するように習慣づけてください。
- ☆雨天時に使える施設等がない場合や、悪天候で安全な実施が困難と判断された際は練習が中止となり、別日程にて振替実施されます。

9. 教室以外の合同練習・イベント・対外試合等

- ☆大会参加について：県内大会 2 大会、県外大会 1 大会への参加を計画しています。
- 大会参加は任意です。参加サポートを行います。(参加費用/引率補助費等別途必要)

10. 保険の加入と練習時の怪我について

参加者は必ず「スポスル補償」というスポーツ保険サービスに加入してもらいます。クラブ会員の活動を保険の範囲内にて補償致します。通院・入院に対して見舞金が支払われます。ケガに対してかかった医療費が全て支払われるものではありません。ケガにはご注意ください。

(死亡見舞金 1,000 円、後遺障害見舞金 1,000 円、入院日額 4,000 円、通院日額 1,500 円、賠償(対人)1 億円、1 事故 5 億円)



11. 休会・退会について

- ・休会・退会希望者は前月の 20 日までに必ず所定の休会届専用サイトより届け出を提出してください。
- ※未納の月謝等がある場合はそちらを完納後に退会手続き完了となります。
- ※届出が 20 日を過ぎた場合は上記の手続きは翌月扱いとなり、月謝が発生しますのでご了承下さい。
- (例: 7 月 20 日に退会届提出→ 8 月月謝引落中止。7 月 21 日退会届提出→ 8 月分の月謝引落、9 月の月謝引落中止)
- ※退会時に年会費の払い戻しはありません。
- ☆ 休会中の会費について
休会中も**年会費は徴収します**。クラブ会員としての登録を維持するため。月謝のみ徴収を止めます。
- ☆ 返金について
◆入会金・年会費、保険代等は退会時にお返しできませんので、予めご了承下さい。
- ◆再入会について、1 年以内の再入会は入会金を頂きません。以後再入会は入会金をいただきます。
- ☆ 除名について
◆休会期限は休会届提出より 6 ヶ月とします。期限を過ぎた場合は退会となります。
- ◆4 ヶ月以上会費の引き落としできない場合クラブ会員を除名させていただきます。

休会・退会を希望するかたはこちらへ

休会届



※休会は口頭や LINE、メール等では受付できません

休会を希望する方は以下よりご登録をお願いします。(休会期間は 6 ヶ月間までとなります)

休会を希望する前月の 20 日までにご登録をお願いします。

休会中は月謝は発生しませんが、**年会費は発生します**。

退会届



※退会は口頭や LINE、メール等では受付できません

退会を希望する方は以下よりご登録をお願いします。

退会を希望する前月の 20 日までにご登録をお願いします。

(退会時にすでに収めている年会費の払い戻しはありません。また未納の月謝等がある場合はそちらを完納後に退会手続き完了となります)

12. 肖像権について

☆クラブ活動にあたり、肖像権については入会申込書にて承諾をいただき、練習や活動の様子をブログや SNS 等での紹介に使用致します。

(1)練習中、活動中にクラブ関係者により撮影された練習風景の写真

(2)競技会主催者が認めた報道等が撮影した写真は新聞・雑誌・報告書及びホームページ等で公開されることがあります。

(3)認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることが

13. 代表連絡先

一般社団法人 石垣島アスリートクラブ

代表理事：新谷敦史(シンヤアツシ)

TEL：090-8293-5939 Mail：i.athlete.2007@gmail.com

地域スポーツクラブ活動開始の準備

- ① 入会申込書に必要事項を記入し提出してください。(活動開始初日に必ずご提出ください)
- ② 活動会費の徴収はゆうちょ銀行より自動引落で行います。以下の通り郵便局にて指定の用紙を記入してご提出をお願いします。

自動払込利用申込書の記入方法

記入例：おなまえ ユウチョ ハナコ 様
おとこ 東京都千代田区霞が関1丁目4
郵便番号 100-0013
口座番号 1538921
口座名義 一般社団法人 石垣島アスリートクラブ
口座番号 01740-7-171536
おなまえ 伊藤 花子 様
おとこ 石垣 太朗 (入会するお子様のお名前)

※
通帳面と同じ内容を記入願います!

記入例：おなまえ ユウチョ ハナコ 様
おとこ 東京都千代田区霞が関1丁目4
郵便番号 100-0013
口座番号 1538921
口座名義 一般社団法人 石垣島アスリートクラブ
口座番号 01740-7-171536
おなまえ 伊藤 花子 様
おとこ 石垣 太朗 (入会するお子様のお名前)

入会月の2ヶ月後となります。
※お申し込みの日から払込みが開始されるまで1か月以上必要です。

通帳と印鑑をお持ちの上、お近くの郵便局で用紙をもらい記入後、郵便局窓口にて提出をお願いします。

中学生の部活動について【部活動地域展開の取り組み】

今年度より、石垣市教育委員会と連携し、部活動の地域展開の取り組みとして石垣島アスリートクラブでは、中学生の部活動を地域スポーツクラブ(地域版の部活動)として行います。

Q【部活動と何が違うの?】

A・管理主体が違います。部活動→学校長 地域スポーツクラブ→地域の運営団体
(今年は石垣島アスリートクラブが地域の陸上部の運営団体となります)

Q【大会への参加は?】

A・県内大会 2 大会、県外大会 1 大会へ参加を計画しています。派遣補助金等の申請もこれまで通り他の部活動と同様に行います。

Q【参加費・活動費が高くないの?】

A・0 円では運営はできませんが、できる限り安価に皆さんが活動できるよう運営努力していきます。部活動でも活動のための施設利用料、用具代、大会参加費など部費として徴収して実施しています。また、地域スポーツクラブでは、指導者はボランティアではなく基本有償の指導者として活動していただきます。そのため指導者にもしっかりと責任があり、参加者の皆様の満足行く練習指導を行うよう努力いたします。

※R7 年度はスポーツ庁の実証事業を受けながら、実施するためスポーツ庁からの活動費を補填しながら活動します。

Q【活動の実績は学校で評価されますか?】

A・もちろん、活動は石垣市教育委員会との連携のもとで行われ、その実績等はしっかりと各学校へ報告いたします。

Q【ちゃんと練習に行っているか心配です】

A・参加者、保護者、指導者、運営者が活動を確認できるよう、専用のグループラインにて連絡管理を行います。生徒の練習参加状況や実施内容、練習スケジュールの確認や指導者、運営者への連絡等、一元管理されます。

Q【ケガやトラブルに巻き込まれてしまったときには?】

A・運営団体がその責任を取ります。そのため、参加者の皆様には必ず指定の「スposル補償」という保険に加入いただきます。

Q【活動はいつから?】

A・R7 年 4 月 1 日から実証活動としてスタートしています。そして、中学卒業後、高校生になっても活動を続けることもできます。これが地域スポーツクラブの大きなメリットです。

Q【活動時間は?】

A・地域アルティメットクラブは平日：木、休日：日の計 2 回/週を予定しております。

1 回の活動時間は 2 時間までとします。

練習には必ず参加しなければならないといった制限はありません。

この他、ご質問のある方は遠慮なく

石垣島アスリートクラブ 代表理事 新谷敦史までご相談ご連絡ください。

Mail : i.athlete.2007@gmail.com TEL 090-8293-5939

スポンサー補償について

R7 年度クラブ会員の皆様のより万全な安全対策をするため新たな補償制度を導入します。

スポンサー補償規約

2つのあんしん補償

傷害補償



スポーツ活動中の事故



地震等災害による事故



スポーツ活動中、第三者への損害事故



熱中症等の特定疾病



団体活動往復中の事故



スポーツ活動中の会員死亡・怪我による遺族からの訴訟

補償範囲が広い！

スポンサー補償であんしん！



訴訟事故にも対応

スポーツ活動中の事故に対して適用される補償は幅広く、訴訟事故にも対応することができます。



団体補償で体験会参加者も対象

団体での活動中における事故を補償しますので、イベント参加者や体験会参加者も対象となります。

【補償規約において会員の皆様に関する項目を一部抜粋して以下に示します】

5. スポンサー補償（以下では、「安全補償制度サービス」といいます。）は、当法人が契約する一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワークの補償制度を利用しております。
- (1) 指導者及び会員（以下では、この 2 者をまとめて「活動参加者」といいます。）が、属する団体の活動中または自宅（活動参加者が当該活動に参加するために宿泊した場合には当該宿泊場所を含みます。）と当該活動場所の往復途上に、偶然にケガまたは特定疾病を被った場合に、当法人が、契約団体または活動参加者に対し一定の見舞金をお支払いします（以下では、「費用補償サービス」といいます。）。(2) 契約団体の運営管理や活動に起因して活動参加者または第三者の身体または財物に損害が生じたことにより、契約団体に法律上の賠償責任が生じた場合に、当法人が、活動参加者または第三者に対し賠償金の全部または一部をお支払いします（以下では、「賠償金補償サービス」といいます。）。なお、安全補償制度サービスは、あくまでも福利厚生サービスの一環として各種会員に対して提供されるものであり、安全補償制度サービスが提供される場合であっても、当法人が契約団体等に代わって活動参加者または第三者に対する法的責任を負担するものではありません。
6. 前項 (1) 記載の「特定疾病」とは、以下の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
- (1) 急性虚血性疾患（心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患 (2) くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患 (3) 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患 (4) 細菌性食中毒 (5) 日射病及び熱射病等の熱中症 (6) 低体温症 (7) 脱水症
7. 賠償金補償サービスの提供は、当法人、契約団体が、活動参加者または第三者に対し、事前に当法人に届け出た活動場所における事前に当法人に届け出た活動に起因して以下の各号記載のいずれかにかかる法律上の賠償責任を負担した場合に受けられます。なお、活動参加者または第三者の親族に対するものは含みません。
- (1) 緊急措置費用 (2) 損害賠償金 (3) 損害防止・軽減費用 (4) 協力費用 (5) 求償権保全・行使費用 (6) 訴訟費用（弁護士費用を含みます。）
8. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、費用補償制度サービスの一部または全部の提供を受けることができません。
- (1) 活動参加者の氏名が、ケガまたは特定疾病の原因（以下では、単に「原因」といいます。）が発生した活動場所へ向けて出発する前に契約団体が備える名簿に記載されていない場合(2) 原因の発生場所が、活動参加者の自宅と契約団体の活動場所との間の経路から逸脱している場合(3) 原因が契約団体、活動参加者またはこれらの者の代理人の故意または重大な過失によって発生した場合(4) 原因が契約団体、活動参加者またはこれらの者の代理人の自傷行為、闘争行為、犯罪行為等によって発生した場合(5) 活動参加者に生じたケガが他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰部痛の場合(6) 活動参加者の妊娠、出産または早産(7) 原因が戦争や暴動等によって発生した場合(8) 原因が核燃料物質や放射性物質等の有害な物質に起因する場合(9) 活動参加者に生じたケガまたは特定疾病が活動参加日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受けたところ、成長痛と診断された。※野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、シーバー病、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、グロインペイン症候群、シンスプリント、股関節インピンジメント症候群、靴ずれ、成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）、その他の炎症(急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害)はサッカー活動により発症したことが不明確であるため対象外となります。(11) その他、(1) ないし (8) に類する事情が認められる場合(12) その他、当法人が事案の性質等に鑑みて安全補償制度サービスの提供に適さないと判断する場合 (13) 当法人が契約する保険契約に基づく保険金が支払われない場合
9. 前項に定めるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、賠償金補償サービスの一部または全部の提供を受けることができません。
- (1) 当法人または契約団体が法律上の賠償責任を負うこととなった原因（以下では、単に「原因」といいます。）が契約団体の活動場所以外で発生した場合 (2) 原因が契約団体またはこれらの代理人の故意によって発生した場合(3) 原因が労働争議によって発生した場合 (4) 原因が戦争や暴動等によって発生した場合 (5) 原因が地震・噴火・洪水・津波等の天災によって発生した場合 (6) 原因が契約団体の所有・使用・管理する財物の損壊である場合(7) 原因が給排水管・冷暖房装置などからの蒸気、水の漏出・逸出に起因する財物の損壊である場合 (8) 原因が屋根・窓・扉などから入った雨、雪等に起因する財物の損壊である場合 (9) 原因が施設の修理、改造または取り壊し等の工事によって発生した場合 (10) 原因が自動車または施設外における車両の所有・使用・管理によって発生した場合(11) 契約団体の使用人（活動参加者である場合を含みます。）にケガまたは疾病が発生した場合 (12) 契約団体が所有または使用する施設に対し正当な権利を有する者に対して当該財物の損壊につき賠償責任を負担する場合 (13) 契約団体から当法人に対し、その活動場所及び当該活動場所における活動内容の事前の届け出がない場合あるいは原因が当該届け出の範囲を逸脱した活動によって発生した場合
10. 費用補償サービス及び賠償金補償サービスにおける補償対象及び補償金額は、それぞれ以下のとおりです。
- (1) 費用補償サービス
- 事案毎の補償金額は、下記①ないし④の金額を上限に、事案の性質等に応じて当法人が決定するものとします。
- ①活動参加者が原因から180日以内に死亡した場合最高1000万円(60歳以上のシニア会員は200万円) ②活動参加者に原因発生時から180日以内に後遺障害あるいはそれに準じる結果が残存した場合後遺障害の程度等に応じて、最高1000万円(60歳以上のシニア会員は最高200万円) ③活動参加者が入院した場合のうち原因発生時から180日以内のもの最長60日まで日額4000円④活動参加者が通院した場合のうち原因発生時から180日以内のもの最長10日まで、日額1500円※お支払い額は医療機関にかかった日数×1500円となります。(60歳以上のシニア会員は最長7日まで)
- (2) 賠償金補償サービス
- 事案毎の補償金額は、下記①及び②の金額を上限に、事案の性質に応じて当法人が適正妥当と判断した金額とします。なお、賠償金補償サービスの原因の解決につき弁護士との関与が必要とされる場合には、契約団体は、当法人が指定する弁護士を代理人とすることを要します。
- 11 対人補償 1 名：1 億円、1 事故につき最高 5 億円 ②対物補償 1 事故につき最高 5000 万円
12. 契約団体が安全補償制度サービスの内容と重複する保険契約等を締結し、それによる保険金が支払われた場合の補償金額は、前項記載の各上限額から当該保険金額を控除した金額を上限とします。